

全国健康保険協会の令和 3 年度業務実績に関する評価の基準(案)

厚生労働省保険局保険課
全国健康保険協会管理室

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定により、厚生労働大臣が全国健康保険協会（以下「協会」という。）の令和 3 年度業務実績について評価を実施するに当たっては、本基準に基づき行うものとする。

1. 評価の概要

厚生労働大臣は、協会の業務運営の改善に資するため、協会の令和 3 年度事業計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績について総合的な評価を行うものとする。

2. 令和 3 年度業務実績に関する評価

令和 3 年度事業計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価と業務実績全体の状況について行う総合的な評価の 2 つを併せて行うものとする。

(1) 個別的な評価

- ① 個別的な評価は、令和 3 年度事業計画の項目ごとの実施状況についての評価を行うものとする。
- ② 評価に当たっては、以下の判定基準に基づく 5 段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。
- ③ 使命、現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化との関係から、困難度が高いと合理的に判断できる場合においては、項目ごとに困難度が高い旨及び当該目標において困難度が高いとした理由を付記するものとする。

(判定基準)

「S」：令和 3 年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（対計画値 120%以上で、かつ質的に顕著な

成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

「A」: 令和3年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「B」: 令和3年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「C」: 令和3年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

- ④ 内部統制に関する評価等のように、定性的な指標を目標に基づき評価をせざる得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている

「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。

「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。

「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

- ⑤ 個別的な評価に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げるについて考慮する。

なお、令和3年度業務実績については、自己評価を含む評価の際に困難度を設定するものとする。

- ・ 定量的指標（KPI）が、上記2.（1）③の判定基準に当てはめた場合に公平性を欠く又は不合理と考えられる数値である項目については、経過的に上記2.（1）④の要領で評価を行うものとする。
- ・ 業務実績に影響を及ぼした要因（予期せぬ事情の変化等）についても考慮するものとする。
- ・ 業務実績と令和3年度計画との間に乖離が生じた場合には、その発牛理由等を把握し、妥当性等について評価するものとする。
- ・ 経年比較が可能な項目については、適宜その結果を参考にして評価するものとする。
- ・ 財務内容の評価に当たっては、協会の監事の監査報告書や会計監査法人の監査報告書を参考にするとともに、必要に応じて意見を聴くものとする。

（2）総合的な評価

総合的な評価は、（1）の個別的な評価の結果を踏まえ、協会の令和3年度計画の達成状況について、まとめの評価を行うものである。